

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで ）

年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

- 1 事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 法第 66 条の 51 第 1 項の登録申請書又は法第 66 条の 54 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日（ 財務（支）局長（高速）第 号）

- (2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等
- (3) 当期の業務概要
- (4) 株主総会決議事項の要旨
- (5) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

② 役員 of 状況

役職名	氏名又は名称

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	役職名	住所又は所在地	電話番号

(6) 主たる営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名

(7) 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(8) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 高速取引行為に係る金融商品取引所等

当期末現在において利用している高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号を記載すること。

なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（ただし、高速取引行為に係る業務に関連しない決議事項であった場合には、記載することを要しない。）。

(5) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員（第9条第2号に規定する「役員」をいう。②において同じ。）及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者については、③に記載すれば足りる。

② 役員の場合

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(6) 主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。以下(6)において同じ。）について記載すること。なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。

(7) 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における高速取引行為に係る業務を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

なお、法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更するまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

(9) 業務の状況

高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

(単位：千株、百万円)

取引戦略の名称						
取引戦略の類型						
株	市場内取引	立会取引	()	()	()	()
		立会外取引	()	()	()	()
	市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
		その他	()	()	()	()
	計		()	()	()	()
	金	市場内取引	立会取引	()	()	()
立会外取引			()	()	()	()

額	市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
		その他	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	
債 券	国債証券					
	地方債証券					
	特殊債券					
	社債券		()	()	()	()
	計					
受益証券			()	()	()	()
うち上場証券投資信託			()	()	()	()
その他			()	()	()	()

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第328条第4号イの取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
株券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
債券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
そ の 他	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

(注意事項)

- 1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第328条第4号イの取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、高速取引行為者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。